

平成28年熊本地震に係る被災代替償却資産特例の適用申告について

宇 城 市

熊本地震により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が、令和5年3月31日までの間に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと認められる償却資産を取得（又は当該損壊した償却資産を改良）した場合、当該取得（又は改良）された部分にあたる償却資産については、固定資産税の課税標準を取得（又は改良）の翌年から4年度分その価格の2分の1の額とする特例措置(代替償却資産特例)が講じられています（地方税法第349条の3の4）。

この課税標準の特例措置の適用を申告する場合は、次の要領により書類を作成のうえ、申告してください。

I 特例措置の概要

1 適用対象者

熊本地震により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等

2 特例措置の対象となる資産（代替償却資産）

- (1) 熊本地震の被災により滅失し、又は損壊した償却資産（以下「被災償却資産」という。）の代替えとして取得した資産（以下「代替償却資産」という。）

※代替償却資産とは、原則として次の要件を満たすものをいいます。

- ・ 被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの。
- ・ 代替えされることとなる被災償却資産が、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課されることとなった年度において、償却資産課税台帳上、登録されていない（除却又は売却等の処分がなされている）ものであること。

※前年までに代替償却資産特例の適用申告をされた被災償却資産については、再度代替償却資産特例の適用申告をすることはできません。

- (2) 熊本地震の被災により、被災償却資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費(資本的支出)に該当するもの

3 取得期限

平成28年4月14日から令和5年3月31日までの間に取得（又は改良）されたもの

4 特例率

取得（又は改良）の翌年から4年度分に限り、課税標準額を2分の1に軽減します。

(地方税法第349条の3の4以外の条項により、課税標準の特例措置が適用される場合には、それらが重ねて適用されます。)

Ⅱ 提出要領

1 提出書類

代替償却資産特例の申告にあたっては、次の書類をご提出ください。

- (1) 熊本地震に係る被災代替償却資産特例申告書
- (2) 代替償却資産対照表
- (3) 被災償却資産が熊本地震により滅失又は損壊した旨を証する書類

ア 宇城市で被災した償却資産について宇城市でその代替償却資産を取得する場合

…罹災届出証明書(写)等

イ 他市で被災した償却資産について宇城市でその代替償却資産を取得する場合

…減免決定通知書(写)、更正通知書(写)等

- (4) 被災償却資産が所在したことを証する書類(平成 28 年度償却資産課税台帳登録事項証明書(写)等)
- (5) 代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、被災償却資産について償却資産課税台帳上、登録されていないことを証する書類(被災償却資産を除却又は売却等の処分をしたことがわかる書類(写)等)

※ (3)は、宇城市で平成 28 年度に熊本地震に係る償却資産の減免を適用された方は、提出不要です。

※ (4)及び(5)は、宇城市で被災した償却資産について宇城市でその代替償却資産を取得する方は提出不要です。

(ただし、その他必要に応じて添付書類の提出を求めることがあります。)

(6) その他

ア 平成 28 年 1 月 2 日から平成 28 年 4 月 13 日までの間に取得し、熊本地震で被災した償却資産については、震災発生時に被災地に所在、所有したことを証する書類(納品書(写)等)を添付してください。

イ 代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人である場合や、合併法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合には次の書類を添付してください。

- ・ 相続人の場合：相続人であることを証する書類(戸籍謄本(写)等)
- ・ 合併法人の場合：合併法人であることを証する書類(登記簿謄本(写)等)

※ その他必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。

2 提出期限

代替償却資産を取得した翌年の 1 月 31 日(償却資産申告書と併せて提出してください。)

平成 29 年 1 月 1 日までに取得(又は改良)された代替償却資産については、平成 30 年 1 月 31 日までに提出してください。

3 提出先

宇城市役所 税務課 資産税係

Ⅲ記載要領

1 「平成 28 年熊本地震に係る被災代替償却資産特例申告書」

(1) (申告者) 住所又は所在地

申告者の住所又は所在地を記載してください。

(2) (申告者) 氏名又は名称

申告者の氏名又は名称を記載し、押印してください。

なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。

(3) 被災償却資産及び代替償却資産に係る所有者の氏名(名称)・住所(所在地)及び償却資産所在地を記載してください。

(4) 代替償却資産の種類別内訳

「代替償却資産対照表」に挙げられた代替資産の資産種類別の数量及び取得価額の合計を記載してください。

(5) 熊本地震に係る平成 28 年度固定資産税の減免適用状況

被災償却資産について、熊本地震に係る平成 28 年度固定資産税の減免が適用されているかどうかを記載してください。また、宇城市において減免が適用されている場合は、固定資産税更正（決定）通知書の交付年月日を記載してください。

2 「代替償却資産対照表」

「被災償却資産〔課税台帳登録資産〕」及び「代替償却資産」

(1) 所有者名

被災償却資産及び代替償却資産それぞれの所有者名を記載してください。

(2) 資産の種類

被災償却資産及び代替償却資産それぞれの資産の種類を記載してください。

(3) 資産コード

被災償却資産側の欄には、「平成 28 年度種類別明細書」等を参照して、資産コードを記載してください。

代替償却資産側の欄には、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課されることとなった年度における償却資産申告の際に、種類別明細書に記載する資産コードと同じものを記載してください。

(4) 資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数

被災償却資産及び代替償却資産それぞれの資産の名称等、数量、取得年月、取得価額及び耐用年数を記載してください。

※必要に応じて被災償却資産の所在した他市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。